

# 労働衛生サービス機能評価事業実施要綱

## 1 評価制度の趣旨

労働安全衛生法に基づいて事業者が実施すべき労働者の健康診断、健康の保持増進対策（THP）及び作業環境測定を事業者から受託して実施する機関は、企業外労働衛生機関と位置づけられる。

昭和63年度より、優良な労働衛生機関を育成するため、国は（社）全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）への委託事業として、総合精度管理事業を実施してきた。そして、この総合精度管理事業は、健康診断が健康障害の早期発見だけでなく、健康状態等を正確に把握した上で、健康指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックすることにより、労働者が常に健康で働けるようにすることを目指している。

このようにして優良な労働衛生機関が全国的に育成されてきたので、平成11年度より、公益法人である全衛連が中心になって、労働衛生機関の組織と活動を調査・評価して、その質的向上を図るための労働衛生機関評価制度を創設した。

本制度のもとでは、発足当初から申請施設に対する調査指導に重点をおいた運営が行われ、一定の役割を果たしてきた。しかし、今日では、労働衛生施設の機能が高い水準に達していると評価された施設には認定の取得ができるように、制度を改善することが求められている。そこで、平成16年12月には労働衛生機関評価制度を労働衛生サービス機能評価制度に改めるとともに、この制度を推進する評価機構の名称も「労働衛生サービス機能評価機構」（以下「評価機構」という。）に改め、その組織と事業活動に関して所要の改善を図ることとした。

## 2 目的

この要綱は、労働衛生サービス機能評価機構（通称名として「健診機能評価機構」と称する。）の組織及び事業活動、とりわけ申請施設に対する評価のための調査・審査及び認定の取得に関する重要事項を定め、労働衛生サービスの質の向上に資することを目的とする。

## 3 労働衛生サービス機能評価機構の組織

### （1）評価委員会

- 1）申請施設に対する評価認定を行うため、評価機構に評価委員会を設ける。
- 2）評価委員会は、13名以内の評価委員をもって組織し、その代表者として評価委員長を置く。
- 3）評価委員は、学識経験者、労働者を代表する者、事業者を代表する者及び関係団体を代表する者の中から選任する。
- 4）評価委員は、評価委員会委員長が委嘱する。

### （2）小委員会

評価委員会のもとに「評価認定実務委員会」及び「企画研修委員会」を置き、それ

それ次の事項を所掌する。

イ 評価認定実務委員会

- 評価認定制度に関する諸規程の整備
- 評価基準の設定、改正
- 書類審査・訪問調査実施要領の作成
- 評価の重点項目の設定
- 評価認定計画の作成
- 申請施設に係る評価認定の事前審査
- 評価調査者の資格審査

ロ 企画研修委員会

- 評価調査者の研修の企画検討
  - a 養成研修
  - b 能力向上研修
- 申請施設講習会の企画検討
- 申請施設に対する支援事業の企画検討
  - a 申請施設に対する改善指導
  - b 自己評価制度の導入指導
  - c リスクマネジメントの導入指導

(3) 評価調査者

- 1) 評価認定の審査・調査を行う評価調査者を、事務局に置く。
- 2) 評価調査者の資格要件は、次のとおりとする。
  - 医師、労働衛生コンサルタント（保健衛生）
  - 保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等として10年以上その業務に従事した者
  - 健診の管理運營業務に10年以上従事した者
  - 上記 ~ に掲げる者と同等以上とみなされる者

(4) 事務局職員

- 1) 事務局職員は、当面全衛連事務局職員をもってあてる。
- 2) 主な職務は、以下のとおりとする。
  - 評価機構の諸規程、評価基準等の整備
  - 評価認定計画の作成
  - 認定証の交付
  - 評価調査者の研修
  - 申請施設に対する支援事業の実施
  - 広報

## 4 申請手続き

(1) 申請の要件

評価認定の申請施設は、次の要件を満たさなければならない。

- 1) 公益法人(注:1)または医療法人であり、病院・診療所開設許可を受けているか、または開設届けを所管官庁に届け出ていること。ただし、検診車のみで診療所開設許可を受けている施設は除く。

(注:1)平成20年12月1日から施行された公益認定法に基づいて、現公益法人が公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行した場合、いずれも現行規定の「公益法人」扱いとする。

- 2) 労働安全衛生法に基づく健康診断、健康の保持増進対策(THP)及び作業環境測定を行う労働衛生施設であること。ただし、THPと作業環境測定については、他の関連機関と連携がとれる場合は、この限りでない。

- 3) 全衛連の総合精度管理調査に継続して2年以上の参加実績があること。

## (2) 新規認定申請

- 1) 申請施設は、原則として、総合精度管理調査参加施設の単位とする。

- 2) 申請施設の代表者(以下「申請者」という。)は、評価認定申請書を評価機構に提出するものとする。

- 3) 申請者は、別に定める審査手数料を納入するものとする。

## (3) 更新認定申請

更新認定の申請をする場合の手続きは、上記(2)の手続きを準用する。

## 5 審査及び調査

### (1) 評価調査者の担当

原則として、1施設当たり2名の評価調査者を担当させる。

### (2) 書類審査

評価調査者が、別に定める実施要領に基づいて書類審査を行う。

### (3) 訪問調査

評価調査者が、別に定める実施要領に基づいて訪問調査を行う。

### (4) 評価判定

評価対象項目ごとの評価判定は、別に定める判定基準に基づいて行う。

## 6 改善報告書の提出

### (1) 改善報告書の提出依頼

訪問調査において、評価項目が×になった場合は、一定の期間内に改善する機会を与え、事務局から申請施設に対して改善報告書(改善計画書を含む)の提出を依頼する。

### (2) 改善報告書の審査

提出された改善報告書(改善計画書を含む)に基づき審査を行う。

## 7 評価認定

### (1) 評価認定を行う機関

評価調査者による書類審査及び訪問調査の結果、改善報告書(改善計画書を含む)の審査の結果及び別に定める評価基準に基づいて、評価委員会が認定を行う。

## (2) 認定方法

- 1) 評価の結果、「認定」「認定留保」及び「不合格」の判定を行う。
- 2) 「認定留保」の施設は、一定の期間内に改善する機会を与えて再審査し、「認定」「不合格」の最終決定を行う。

## 8 認定証の交付等

### (1) 認定証及び評価認定マーク

- 1) 優良な労働衛生施設として認定された施設には、「認定証」を交付する。この場合、「評価認定マーク」を添えることとする。
- 2) 評価認定マークは、当該施設の印刷物、機材等に表示することができる。
- 3) 「認定証」の交付を受ける施設は、別に定める認定手数料を納入するものとする。

### (2) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は3年間とする。

## 9 認定

### (1) 認定

「認定証」が交付された施設は、認定を取得したものとする。

## 10 結果の公表

評価機構は、認定を取得した施設を広く公表するものとする。その場合、認定以外の事項として、当該施設の機能（作業環境測定、THP）を併せ表示する。

## 11 申請施設の義務

### (1) 労働衛生サービス機能の維持・向上

申請施設は、認定施設実務責任者を選任し、顧客の信頼に応えるために労働衛生サービス機能の維持・向上に取り組まなければならない。

### (2) 自主監査の実施

申請施設は、労働衛生サービス機能評価基準（チェックリスト）を基にした自主監査を毎年定期的または必要の都度行い、自主監査結果に基づいて継続的な改善に努めなければならない。

### (3) 審査・調査への協力

申請施設は、評価調査者の行う審査・調査に協力しなければならない。

## 12 認定の取消し等の処分

### (1) 処分の内容

認定を取得した施設において、申請要件または評価認定に関し虚偽の報告その他不正の事実が認められた場合、若しくは重大な医療事故等社会的に看過できない問題が生じた場合には、当該施設に対して改善勧告または認定の取消しを行う。

### (2) 処分の手続き

- 1) 評価委員会は、事実関係を調査審議し、必要と認めたときは改善勧告または認定

の取消しを行う。

2) 認定の取消しを行う場合は、あらかじめ、期日及び場所を指定して、処分対象施設に対して、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

(3) 処分後の対応

認定が取消された施設は、認定証及び評価認定マークを返還しなければならない。また、評価認定マーク等を印刷物、機材等に表示した場合は、それを使用してはならない。

### 1.3 異議の申し立て等

(1) 異議の申し立て

1) 評価認定に不服がある施設は、認定通知のあった日から30日以内に、評価委員会委員長あてに不服申し立てをすることができる。

2) 評価委員会委員長は、必要に応じ、評価委員会に諮った上で対処するものとする。

(2) 苦情処理

評価認定、結果の公表等に関する苦情があった場合には、事務局は、速やかに、かつ丁寧に対応しなければならない。

### 1.4 評価認定実施スケジュール

(1) 総合精度管理調査参加施設に対する申請案内は、毎年7月に行う。

(2) 申請の受付は、9月から10月中旬までとする。

(3) 申請施設から提出された申請書類の審査は、11月から行う。

(4) 申請施設に対する訪問調査は、12月から翌年3月にかけて実施する。

(5) 認定審査は、4月から5月中旬にかけて行う。

(6) 認定決定通知及び認定証の交付は、5月末までに行う。

### 1.5 評価認定費用

(1) 労働衛生サービス機能評価に係る申請費用として、労働衛生サービス機能評価認定申請要領で定める事務分担金と審査手数料を納付するものとする。

(2) 評価認定された施設は、上記要領で定める認定料を納付するものとする。

### 1.6 細則

この要綱に定めるもののほか、評価認定に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

### 1.7 要綱の改正

本要綱を改正するときは、評価委員会の議を経て行う。

#### 付則

1 この要綱は、平成10年11月26日から施行する。

2 改正要綱は、平成14年11月1日から実施する。

3 改正要綱は、平成16年12月1日から実施する。

4 改正要綱は、平成20年7月1日から実施する。

5 改正要綱は、平成21年6月1日から実施する。

6 改正要綱は、平成22年6月1日から実施する。

# 平成 22 年度労働衛生サービス機能評価認定申請要領

## 1. 申請の要件

労働衛生サービス機能評価認定を受けようとする施設は、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 公益法人(注:1)または医療法人であり、病院・診療所開設許可を受けているか、または開設届けを所管官庁に届け出ていること。ただし、検診車のみで診療所開設許可を受けている施設は除く。

(注:1)平成20年12月1日から施行された公益認定法に基づいて、現公益法人が公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行した場合、いずれも現行規定の「公益法人」扱いとする。

(2) 労働安全衛生法に基づく健康診断、健康の保持増進対策(THP)及び作業環境測定を行う施設であること。ただし、THPと作業環境測定については、他の関連施設(機関)と連携がとれる場合は、この限りではありません。

(3) 社団法人全国労働衛生団体連合会が行う総合精度管理調査に継続して2年以上の参加実績があること。

## 2. 評価認定申請手続き

### (1) 申請単位

申請単位は、原則として、病院・診療所の開設許可または開設届けの施設で、総合精度管理調査の参加施設の単位とする。

### (2) 申請時の提出書類

評価認定申請書を提出するとともに下記の書類を各3通添付してください。申請書類は全衛連ホームページからダウンロードしてください。

<http://w.w.w.zenneiren.or.jp>

寄付行為または定款並びに設立許可証及び登記簿謄本の各写  
役員名簿

診療所開設許可書または開設届の写

診療用X線装置設置届(保健所届出用)の写

X線装置の設置・移転・変更届(監督署届出用)の写

鉛・有機溶剤に係る労働衛生検査に関する精度管理調査結果：評価一覧表の写

全衛連臨床検査精度管理調査結果：評価一覧表の写

エックス線写真精度管理調査結果：評価一覧表の写

上記、  
、  
は、直近の3カ年の評価状況。ただし、2カ年の実施の場合は2カ年分

年度別事業計画書及び年度別収支予算書(直近3カ年の状況)

年度別事業報告書及び年度別収支決算書(直近3カ年の状況)

監査報告書( )に対応するもの)

事業概要書（様式2）  
代表者の経歴書  
管理医師の経歴書  
事業案内書・パンフレット等  
訪問施設の最寄りの駅からの地図（徒歩またはタクシー時間を記載）  
は新規申請時に提出してください。更新申請時は不要です。

**（3）提出期日**

平成22年9月1日（水）から平成22年10月20日（水）まで

**（4）提出先**

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会4階  
社団法人 全国労働衛生団体連合会 内  
労働衛生サービス機能評価機構 事務局 宛

**（5）申請費用**

		会 員	非会員
事務分担金			5万円
審査手数料	新規申請	30万円	30万円
	更新申請	20万円	20万円

**払込先**

中央三井信託銀行 本店 「労働衛生サービス機能評価機構」  
普通預金口座 0915953

**払込期日**

平成22年10月29日（金）まで

（一度納付した評価申請手数料は、原則として返還いたしません）

**3．書類審査**

受付けた申請書類について評価調査者が書類審査を行います。

書類審査で書類上明らかに資格要件等の申請要件を満たさない場合は、その理由を付して当該施設に文書により通知いたします。この場合、既に納付済みの事務分担金と審査手数料は、事務手数料として20%相当額を差し引き返還します。

**4．訪問調査**

書類審査が終了した機関については、次により訪問調査を行います。

**（1）調査日時の連絡**

書類審査が終了後、順次（遅くも12月中旬頃までに）訪問調査の日時を事務局より通知いたします。

**（2）調査事項**

事業概要書等提出書類に関する説明の聴取  
チェックリスト（評価基準）に基づく書類の調査  
チェックリスト（評価基準）に基づく施設・設備の調査

5 . 改善報告書（または改善計画）の提出

訪問調査で×評価になった項目について、文書により改善報告書（または改善計画）の提出を依頼します。

6 . 評価認定

書類審査結果、訪問調査結果及び改善報告書（または改善計画）に基づき評価委員会が評価認定をいたします。

7 . 評価認定証及び評価認定マークの交付

評価認定された施設には、評価認定証及び評価認定マークを平成23年5月末までに交付します。

（1）評価認定証及び評価認定マークの有効期間

平成23年6月1日より平成26年5月31日までの3年間です。

（2）認定料

認定料は5万円です。

払込先

中央三井信託銀行 本店 「労働衛生サービス機能評価機構」  
普通預金口座 0915953

払込期日

別途、労働衛生サービス機能評価機構が指定した日

（一度納付した評価申請手数料は、原則として返還いたしません）

8 . 公 表

認定された施設については、全衛連ホームページ及び広報誌「労働衛生管理」で公表します。